

＜在宅対応に係る体制＞

更新日: 2025年5月23日

【本リストの利用にあたって】

- 本リストは、地域において在宅訪問（訪問看護管理指導/居宅看護管理指導）を行う薬剤師と在宅薬剤に係る薬剤師（医療用医薬品の取扱いや無菌製剤処方の可否等）をとりまとめたものです。新たに薬剤師の在宅訪問を希望される薬局にご参照ください。
- 「かかりつけ薬局・薬局をお待ち」新たに在宅訪問のある場合は、当該薬局にご相談ください。
- 本リストは、在宅患者への随時対応（訪問の随時制）を目的としたものではありません。
- 時間外の緊急時対応が必要な場合は、
- ①薬局による在宅訪問（訪問看護管理指導/居宅看護管理指導）を受けている。当該薬局までご連絡ください。
- ②薬局による在宅訪問を受けていない（外来患者）は、外来対応に係る薬局リストもしくは夜間当番薬局・休日当番薬局リストへお電話の上、お合図ください。

[illegible]

【注釈】

- [illegible]

【本リストに関する問合せ先（地域の薬局の協様）】

○本リストの掲載内容に変更が生じた場合、直ちにフォームよりデータの修正を行ってください。また、本リストへの掲載を希望する薬局（薬剤師会の会員・非会員を問いません）の方も群馬県薬剤師会までご連絡ください。